

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年9月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)について)	承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第4号	令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第5号	令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第6号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決

令和4年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会  
会議録

令和4年9月29日 開会

令和4年9月29日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和4年9月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第8号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年9月定例会を下記のとおり招集する。

令和4年8月29日

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和4年9月29日（木）午前10時
- 2 場 所 野栄総合支所2階（学習室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和4年9月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
出席説明員の承認	3
議席の指定	3
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
報告第1号・報告第2号及び議案第1号―議案第6号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
報告（第1号）の内容説明―質疑	7
報告（第2号）の内容説明―質疑	8
議案（第1号）の内容説明―質疑	9
議案（第2号）の内容説明―質疑	11
議案（第3号）の内容説明―質疑	12
議案（第4号）の内容説明―質疑	12
議案（第5号）の内容説明―質疑	19
議案（第6号）の内容説明―質疑	22
議案（第1号―第6号）に対する討論	23
議案（第1号―第6号）に対する採決	23
閉会の宣言	25
署名議員	26

令和4年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年9月定例会議事日程

9月29日（金曜日）午前10時開会

- 1 開会の宣言
- 2 出席説明員の承認
- 3 議席の指定
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 報告第1号・報告第2号及び議案第1号―議案第6号の上程  
報告第1号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて  
報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）  
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について）  
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）  
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）  
議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について  
議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 7 組合長提案理由の説明
- 8 報告（第1号）の内容説明―質疑
- 9 報告（第2号）の内容説明―質疑
- 10 議案（第1号）の内容説明―質疑
- 11 議案（第2号）の内容説明―質疑
- 12 議案（第3号）の内容説明―質疑
- 13 議案（第4号）の内容説明―質疑

- 1 4 議案（第 5 号）の内容説明－質疑
- 1 5 議案（第 6 号）の内容説明－質疑
- 1 6 議案（第 1 号－第 6 号）に対する討論
- 1 7 議案（第 1 号－第 6 号）に対する採決
- 1 8 閉会の宣言

---

出席議員（10名）

議長	山崎 等君	1 番	栗田剛一君
2 番	石田加代君	4 番	内山隼人君
5 番	林 勝也君	6 番	秋山忠史君
7 番	庄内賢一君	8 番	秋鹿幹夫君
9 番	小倉弘業君	1 0 番	川島光男君

---

事務局職員出席者

主査	鈴木隆一	副主査	鈴木和久
副主査	岡嶋晃貴		

---

説明員出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
-----	-------	------	-------

会計管理者	山下和子君
-------	-------

消防組合

消防長	土屋 修君	総務課長	大木利貞君
-----	-------	------	-------

警防課長	布施泰史君	予防課長	石井 清君
------	-------	------	-------

匝瑳消防署長	北田 忠君	横芝光消防署長	坂田英明君
--------	-------	---------	-------

△開会の宣言（午前9時47分）

○議長（山崎等君） 本日ただいまの出席議員数は、10名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会、令和4年9月定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。なお、本定例会は、匝瑳市議会選出の1号議員、1名の方が新たに、選出されておりますので御紹介させていただきます。

内山隼人君。

〔議員自己紹介〕

○議長（山崎等君） 次に、任期満了に伴い、匝瑳市及び横芝光町の2号議員、3名の方が改選されておりますので、御紹介させていただきます。

林勝也君。

〔議員自己紹介〕

秋山忠史君。

〔議員自己紹介〕

川島光男君。

〔議員自己紹介〕

---

△出席説明員の承認

○議長（山崎等君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による。出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

---

△議席の指定

○議長（山崎等君） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

△会期の決定

○議長（山崎等君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、本日、1日限りといたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1日限りと決定いたしました。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（山崎等君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、2番議員石田加代君、7番議員庄内賢一君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2番議員 石田加代君

7番議員 庄内賢一君

---

△報告第1号・報告第2号及び議案第1号―議案第6号の上程

○議長（山崎等君） 次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

日程第4、日程に従いまして、報告第1号及び報告第2号並びに議案第1号から議案第6号までを一括上程し、議題といたします。

---



## △組合長提案理由の説明

○議長（山崎等君） 日程第5、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、改めましておはようございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年9月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にも関わらず御参集を賜り、心より感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃より匝瑳市横芝光町消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告2件、議案6件でございます。提案理由の説明を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

さて、近年、自然災害が激甚化しているなか、今月には、過去最強クラスの台風14号が、日本列島を襲来・縦断し、九州地区では、大雨等の特別警報が発令され、また、台風15号についても、静岡県等において、大雨により甚大な被害が発生しております。

改めまして、お亡くなりになられた方々の、御冥福とともに、被災された方々の一日も早い復旧・復興をお祈りする次第でございます。

当消防組合の管内では、これら台風により、大きな災害は発生しておりませんが、台風や水害、また近い将来に発生が危惧されている、首都直下地震や南海トラフ地震などの大災害に備え、資機材等の充実強化、併せて、職員の技術・知識の強化、育成を図り、管内住民の方々の、安全・安心を目指し、より強固な消防体制を構築してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症第7波による全国的な感染拡大により、当消防組合管内においても、今年8月には、感染者の搬送件数が大幅に増加し、9月以降は減少傾向に転じたものの、今だ、収束の目途がつかない状況が続いております。

今後も引き続き、医療機関や保健所等関係機関と情報共有、連絡体制の構築に努めるとともに、感染対策の強化、救急車両の更新等、救急業務の万全な体制を整えているところでございます。

以上、私の所感を述べさせていただきましたが、今後とも議員の皆様方には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします、報告2件、議案6件について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて

本件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、横芝光消防署庁舎建設事業に係る継続費を繰り越したもので、同項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、火災出動中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について）

本案は、令和3年度末に消防救急デジタル無線装置購入事業に係る損害賠償請求事件和解金が納入されることに伴い、国庫支出金並びに匝瑳市分担金及び横芝光町分担金を返還する必要が生じたことから、歳入歳出それぞれ722万6,000円を追加し、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,161万4,000円とするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年2月10日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院規則の一部改正により、非常勤職員の育児休業等に係る取得要件の緩和等がされることから、国に準じた措置を講じるため、所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合特別職の職員に係る令和4年度における給料を減額するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年4月25日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ482万4,000円を追加し、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,570万1,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、令和5年4月1日から4市複合事務組合が千葉県市町村総合事務組合に加入することに伴い、千葉県市町村総合事務組合の規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うに当たり、同法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重、御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎等君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

---

△報告第1号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 日程第6、これより、質疑に入ります。

報告第1号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 報告第1号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて、御説明をいたします。令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費繰越し計算書をご覧ください。

本件は、令和3年度から令和5年度における3か年の継続事業であります、横芝光消防署庁舎建設事業に係る、令和3年度予算現額7,993万3,000円の全額を令和4年度へ逡次繰り越したものでございます。

なお、財源といたしましては、特別分担金による繰越金として3,203万3,000円、未収入特定財源として地方債4,790万円を繰り越すものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、報告第1号の質疑を打ち切りま  
す。

---

#### △報告第2号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解につ  
いて）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和  
解について）を御説明いたします。

本件は、令和4年2月3日午後7時10分頃、横芝光消防署配備の消防自動車が横芝光町鳥喰  
下地先で発生したその他の火災への出動途上において、路肩等を陥没させる物損事故あり、当該  
事故に係る損害賠償額の決定及び和解が成立いたしましたので、これを報告するものであります。

事故の概要につきましては、火災現場へ直近する際、未舗装の農道であったことから、安全確  
認をするため、隊員2名が下車し、地盤等を確認しながら進行していましたが、不意に農道の路  
肩が陥没し、前輪及び後輪がはまってしまい、自力での脱出を試みましたが、走行不能状態に至

ってしまい、農道の路肩等を、長さ 4.5m、幅 0.6m、高さ 0.3m にかけて、陥没させたものです。

過失割合に関しましては、100・0 で当消防組合の過失が 100 であり、農道の修復費用の全額 18 万 3,700 円を支払うことで、示談が成立いたしました。

示談日に関しましては、令和 4 年 4 月 27 日、損害賠償金につきましては、全額共済保険にて賄っております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

栗田剛一君。

◆ 1 番議員（栗田剛一君） 路肩の方を壊したということですが、路肩には構造物があったのか。

○議長（山崎等君） 大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 構造物はございませんでした。

○議長（山崎等君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、報告第 2 号の質疑を打ち切ります。

△議案第 1 号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について）を、御説明いたします。御手元の議案第1号の補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ722万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,161万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日専決

匝瑳市横芝光町消防組合  
組合長 太田 安規

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、御説明いたします。

5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

6款 諸収入は、補正前の額86万円、補正額722万6,000円の増額で808万6,000円となります。

以上、歳入合計は、補正前の額11億4,438万8,000円、補正額722万6,000円の増額で11億5,161万4,000円であります。

次に歳出について、御説明いたします。

3款 消防費は、補正前の額11億874万4,000円、補正額722万6,000円の増額で11億1,597万円であります。

以上、歳出合計は、補正前の額11億4,438万8,000円、補正額722万6,000円の増額で11億5,161万4,000円となります。

6ページをお開きください。歳入の内訳について、御説明いたします。

6款 諸収入、2項、1目 雑入は、補正前の額85万円、補正額722万6,000円の増額で、807万6,000円であります。

補正額722万6,000円の増額につきましては、消防救急デジタル無線装置購入事業に係る損害賠償請求事件和解金によるものであります。

7 ページを、ご覧ください。次に歳出の内訳について、御説明いたします。

3 款、1 項 消防費、3 目 諸費は、補正前の額ゼロ、補正額 722 万 6,000 円の増額で 722 万 6,000 円であります。これは、平成 23 年度消防防災通信基盤整備費補助金に係る、国庫支出金返還金として 217 万 7,000 円、構成市町へ分担金の返還金として、匝瑳市 302 万 4,000 円、横芝光町 202 万 5,000 円を返還するものであります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第 1 号の質疑を打ち切りま  
す。

---

△議案第 2 号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第 2 号専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 議案第 2 号 専決処分の承認をもとめることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を、御説明いたします。

本案は、人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得の要件が緩和されることから、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得できる要件であります「引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員」、この条文について、削除いたします。

また、取得しやすい環境を整備するため、当該職員、又は配偶者が妊娠・出産等について申し出たとき、当該職員に対する個別の周知・意向の確認、相談体制の整備等、関係条文の整備をす

るものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第2号の質疑を打ち切り  
ます。

---

△議案第3号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明いたします。

本案は、匠瑳市横芝光町消防組合特別職の職員、正副組合長の令和4年度の給料について、年額からその12分11に相当する額を減額するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第3号の質疑を打ち切りま  
す。

---

△議案第4号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の  
認定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

土屋消防長。

◎消防長（土屋修君） 議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の  
認定について

令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定でございますが、始めに歳入から御説明いたします。  
決算書の10ページ、11ページをお開きください。併せて決算に係る主要な施策の成果の1ペー  
ジをお開きください。

1款 分担金及び負担金ですが、当初予算額10億7,148万9,000円、補正予算額は3,774万  
7,000円の減額で、予算現額は10億3,374万2,000円であり、調定額、収入済額はともに10億  
3,374万2,000円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

各市町の手当金の率と額は、匝瑳市が57.25%で5億9,178万円、横芝光町が42.75%で一般分  
担金3億7,637万9,000円と、特別分担金6,558万3,000円を合計しまして、4億4,196万2,000  
円でございます。特別分担金につきましては、横芝光消防署建設事業に係る分担金です。

2款 使用料及び手数料ですが、当初予算額、予算現額はともに40万1,000円、調定額、収  
入済額はともに79万80円で、予算現額に対する収入率は197.03%でございます。

この内訳は、1項 使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額はともに3,930円ござい  
ます。

2項 手数料、予算現額40万円、調定額、収入済額はともに78万6,150円でございます。こ  
れは危険物の許認可手数料です。

3款 国庫支出金ですが、当初予算額、予算現額はともに1,026万円、調定額、収入済額はと  
もに1,026万円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

こちらは、匝瑳消防署に配備した消防ポンプ自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金です。

4款 県支出金ですが、当初予算額 31 万 9,000 円、補正予算額 45 万 5,000 円の増額で予算現額は 77 万 4,000 円、調停額、収入済額はともに 77 万 3,952 円で、予算現額に対する収入率は、99.99%でございます。こちらは、消防・救急体制整備費補助金でオリンピック・パラリンピックに係る資機材等の補助金です。

5款 繰越金ですが、当初予算額 100 万円、補正予算額 1,875 万 1,000 円の増額で予算現額は 1,975 万 1,000 円、調定額、収入済額はともに 1,875 万 1,920 円で、予算現額に対する収入率は、94.94%でございます。

6款 諸収入ですが、当初予算額 86 万円、補正予算額 722 万 6,000 で予算現額は 808 万 6,000 円、調定額、収入済額はともに 925 万 3,108 円で、予算現額に対する収入率は、114.43%でございます。

この内訳は、1項 組合預金利子、予算現額は 1 万円、調定額、収入済額はともに 1,863 円でございます。

2項 雑入、当初予算額 85 万円、補正予算額 722 万 6,000 円で、予算現額は 807 万 6,000 円、調定額、収入済額はともに 925 万 1,245 円です。

こちらは、主に消防救急デジタル無線装置購入に係る損害賠償請求事件に係る和解金です。

7款 組合債ですが、当初予算額 8,000 万円、補正予算額 140 万円の減額で予算現額 7,860 万円、調定額、収入済額はともに 3,070 万円で、予算現額に対する収入率は、39.06%でございます。

こちらは、匝瑳消防署に配備した消防ポンプ自動車整備に係る一般補助施設整備等事業債です。

以上、歳入の合計は、当初予算額 11 億 6,432 万 9,000 円、補正予算額は 1,271 万 5,000 円の減額で予算現額は 11 億 5,161 万 4,000 円、調定額、収入済額はともに 11 億 427 万 1,060 円で、予算減額に対する収入率は 95.89%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。決算書の 12 ページ、13 ページと施策の成果の 2 ページをお開きください。

1款 議会費ですが、当初予算額、予算現額はともに 13 万 3,000 円、支出済額 12 万 3,657 円、不用額は 9,343 円で、予算現額に対する執行率は 92.98%でございます。

2款 総務費ですが、当初予算額、予算現額はともに 8 万 3,000 円、支出済額は 4 万 5,330 円、不用額は 3 万 7,670 円で、予算現額に対する執行率は 54.61%でございます。

この内訳は、1項 総務管理費ですが、当初予算額、予算現額はともに5万3,000円、支出済額2万2,999円、不用額は3万1円で、予算現額に対する執行率は43.39%でございます。

2項 監査委員費ですが、当初予算額、予算現額はともに3万円、支出済額2万2,331円、不用額は7,669円で、予算現額に対する執行率は74.44%でございます。

3款 消防費ですが、当初予算額11億2,868万5,000円、補正予算額1,271万5,000円の減額、予備費支出及び流用増減303万8,200円、予算現額11億1,900万8,200円、支出済額10億1,951万7,497円、継続費通次繰越7,993万3,000円、不用額は1,955万7,703円で、予算現額に対する執行率は91.11%でございます。継続費通次繰越7,993万3,000円につきましては、横芝光消防署建設工事費及び監理業務費の令和3年度出来高に係る請求がなかったため、令和4年度に繰越するものです。

1項、1目 常備消防費、1節 報酬ですが、予算現額5万4,000円、支出はございません。不用額は5万4,000円でございます。

2節から4節までは人件費ですが、2節 給料は、予算現額4億322万4,000円、支出済額は4億222万7,836円、不用額は99万6,164円でございます。

3節 職員手当は、予算現額2億7,524万2,000円、支出済額2億6,613万7,439円、不用額は910万4,561円でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

4節 共済費は、予算現額1億6,442万4,000円、支出済額1億6,123万4,321円、不用額は318万9,679円でございます。

7節 報償費は、予算現額11万円、支出済額は9万9,871円、不用額は1万129円でございます。

8節 旅費は、予算現額60万7,000円、支出済額37万2,820円、不用額は23万4,180円でございます。

こちらは、各研修会の中止等により出張が減少したことによるものです。

9節 交際費は、予算現額12万円、支出済額1万7,500円、不用額は10万2,500円でございます。

10節 需要費は、予算現額4,068万3,000円、支出済額3,799万646円、不用額は269万2,354円でございます。主な内訳は、消耗品費、燃料費につきましては、車両燃料・庁舎の暖房用の燃料代を含めたものとなります。光熱水費につきましては、電気代・水道料金、修繕料につきましては、庁舎の修繕や車両の修繕、車検費用です。

11 節 役務費は、予算現額 690 万 3,000 円、支出済額 689 万 3,132 円、不用額は 9,868 円でございます。

主な内訳は、電話料、回線使用料、自動車関連損害保険、医療廃棄物処理手数料等です。

16 ページ、17 ページをお開きください。

12 節 委託料は、予算現額 1,389 万 2,000 円、支出済額 1,267 万 6,542 円、不用額は 121 万 5,458 円でございます。主な内訳は、職員健康診断委託料、消防支援情報システム保守委託料、消防用無線設備保守委託料、非常用自家発電設備保守委託料、庁舎清掃業務委託料、高圧ガス製造設備保守委託料、次の 18 ページ、19 ページに記載があります、弁護委託料等です。

13 節 使用料及び賃借料は、予算現額 1,486 万 7,256 円、支出済額 1,455 万 647 円、不用額は 31 万 6,609 円でございます。

主な内訳は、人事給与システム借上料、例規集データシステム借上料、消防支援情報システム借上料、ネットワークシステム借上料等です。

17 節 備品購入費は、予算現額、支出済額はともに 687 万 1,444 円で、不用額はございません。

主な内訳は、警防関係の備品として、墜落制止用器具等の購入、庶務関係の備品として、軽貨物車、緊急消防援助隊用簡易トイレ等の購入、救助関係の備品として、潜水器具等の購入です。

18 節 負担金、補助及び交付金は、予算現額 2,398 万 2,000 円、支出済額 2,234 万 9,926 円、不用額は 163 万 2,074 円でございます。

主な内訳は、救急救命士研修負担金、ちば消防共同指令センター運営経費負担金、次の 20 ページ、21 ページをお開きください、消防救急無線設備維持管理費用負担金等です。

26 節 公課費は、予算現額、支出済額はともに 78 万 9,500 円、不用額はございません。こちらは、自動車重量税です。

2 目 消防施設費ですが、当初予算額 1 億 6,148 万 3,000 円、補正予算額 147 万円の減額で、予算現額 1 億 6,001 万 3,000 円、支出済額 8,008 万円、継続費通次繰越 7,993 万 3,000 円、不用額はございません。

12 節 委託料は、予算現額 4,015 万円、支出済額 3,355 万円、継続費通次繰越 660 万円、不用額はございません。支出済額につきましては、横芝光消防署建設工事設計業務委託料、継続費通次繰越につきましては、横芝光消防署建設工事監理業務委託料ですが、令和 3 年度事業の出来高に係る請求がなかったため、令和 4 年度に繰越するものです。

14 節 工事請負費ですが、予算現額 7,333 万 3,000 円、支出済額はございません。継続費通

次繰越 7,333 万 3,000 円、不用額はございません。継続費通次繰越につきましては、横芝光消防署建設工事費で、令和 3 年度事業の出来高に係る請求がなかったため、令和 4 年度に繰越するものです。

17 節 備品購入費は、予算現額、支出済額はともに 4,653 万円、不用額はございません。こちらは、匝瑳消防署に配備した消防ポンプ自動車の購入費用です。

3 目 諸費ですが、当初予算額はゼロで、補正予算額、予算現額はともに 722 万 6,000 円、支出済額 722 万 5,873 円、不用額は 127 円でございます。

こちらは、消防救急デジタル無線損害賠償請求事件の和解金に係る国庫支出金返還金、並びに匝瑳市、横芝光町への分担金の返還金です。

22 ページ、23 ページをお開きください。

4 款 公債費は、当初予算額、予算現額はともに 3,042 万 8,000 円、支出済額 3,038 万 740 円、不用額は 4 万 7,260 円で、予算現額に対する執行率は 99.84%でございます。

1 項、1 目 元金は、当初予算額、予算現額、支出済額はともに 3,032 万 5,000 円、不用額はございません。こちらは、長期債元金償還金です。

2 目 利子は、当初予算額、予算現額はともに 10 万 3,000 円、支出済額 5 万 5,740 円、不用額は 4 万 7,260 円でございます。こちらは、長期債利子償還金です。

起債償還につきまして、施策の成果 5 ページの下の表となる 4 起債償還状況を御覧ください。前年度末未償還額 1 億 4,867 万 5,000 円に、当該年度中起債額 3,070 万円を加え、決算年度元金償還額 3,032 万 5,000 円を差し引き、決算年度末未償還額 1 億 4,905 万円でございます。

決算書の 22 ページ、23 ページにお戻りください。

5 款 予備費は、当初予算額 500 万円、3 款 1 項 1 目常備消防費の 12 節委託料及び 17 節備品購入費に充当したことにより 303 万 8,200 円の減額となり予算現額は 196 万 1,800 円、不用額は 196 万 1,800 円でございます。

以上、歳出の合計は、当初予算額 11 億 6,432 万 9,000 円、補正予算額 1,271 万 5,000 円の減額、予算現額 11 億 5,161 万 4,000 円、支出済額は 10 億 5,006 万 7,224 円、継続費通次繰越 7,993 万 3,000 円、不用額は 2,161 万 3,776 円で、予算現額に対する執行率は 91.18%でございます。

26 ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 11 億 427 万 1,000 円、歳出総額、10 億 5,006 万 7,000 円で、歳入歳出差引額は、5,420 万 4,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰越額は、3,203 万 3,000 円で、実質収支額は 2,217 万 1,000 円でございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、公有財産の土地及び建物につきましては、土地の合計が 1,938.02 平方メートル、建物は木造、非木造合わせて、2,215.65 平方メートルでございます。

30 ページをお開き下さい。

物品の決算年度末現在高については、こちらに記載のとおりです。

なお、決算に係る主要な施策の成果には、実績等の詳細が記載されておりますので、こちらも精査の程、お願いいたします。

以上で、令和3年度の決算の内容説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑については決算書の該当ページを添えてお願いします。

石田加代君。

◆2番議員（石田加代君） 決算書の18,19ページの18節 負担金,補助及び交付金の中に、救急救命士研修負担金とありますが、何名の方が研修されたのでしょうか。

○議長（山崎等君） 大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 救急救命士研修負担金2,101,070円につきましては、1名の負担金となっております。当消防組合、救急救命士31名資格認定者がおります。

○議長（山崎等君） 石田加代君。

◆2番議員（石田加代君） 救急車が出動する時は、必ず救急救命士の方が同乗されるのでしょうか。

○議長（山崎等君） 大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 当消防組合では、基本は出動する際に、2名以上の救急救命士が同乗するように編成を組んでいます。週休等の事情により1名になる場合はございますが、基本は2名同乗するよう周知しております。

○議長（山崎等君） 石田加代君。

◆2番議員（石田加代君） 主要な施策の15ページの11番の令和3年度救助活動状況の火災以外の救助事故で建物等事故が多いのですが、どのような事故なのでしょうか。

○議長（山崎等君） 北田匠瑛消防署長。

◎匠瑛消防署長（北田忠君） 建物等事故というのは、家族が行って施錠がかかっていたとか中で既に亡くなっていたとか、そのような事案がほとんどです。あとは、緊急確認です。動けなくて自分で鍵が開けられない場合などにも建物等の救助事故として出動したりします。

○議長（山崎等君） 石田加代君。

◆2番議員（石田加代君） 交通事故の場合、救急車以外に消防車が一緒に出動するのはどのような場合に、出動するのでしょうか。

○議長（山崎等君） 北田匠瑛消防署長。

◎匠瑛消防署長（北田忠君） 救助隊が人員不足ということもありまして、4名から3名で出動するのですが、その日の編成で3名という場合は多々ある状況の中、手伝いという形で消防自動車も一緒に出動させてもらっています。

○議長（山崎等君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第4号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第5号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

御手元の議案第5号の補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,570万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月29日提出

匝瑳市横芝光町消防組合  
組合長 宮内 康幸

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、御説明いたします。7ページをお開きください。

歳入から、御説明いたします。

5款 繰越金は、補正前の額100万円、補正額92万4,000円の増額となり192万4,000円であります。

7款 組合債は、補正前の額5億170万円、補正額390万円の増額となり5億560万円であります。

以上、歳入合計は、補正前の額18億4,087万7,000円、補正額482万4,000円の増額となり18億4,570万1,000円となります。

次に、歳出について、御説明いたします。



3款 消防費は、補正前の額 17 億 9,318 万 1,000 円、補正額 482 万 4,000 円の増額となり 17 億 9,800 万 5,000 円となります。

以上、歳出合計は、補正前の額 18 億 4,087 万 7,000 円、補正額 482 万 4,000 円となり 18 億 4,570 万 1,000 円となります。

8 ページをお開きください。

歳入の内訳について、御説明いたします。

5款、1項、1目 繰越金は、補正前の額 100 万円、補正額 92 万 4,000 円の増額となり 192 万 4,000 円となります。

これは、前年度からの繰越金です。

7款、1項 組合債、1目 消防債は、補正前の額 5 億 170 万円、補正額 390 万円の増額となり 5 億 560 万円となります。

これは、無人航空機購入事業に係る消防施設整備事業債として、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

次に歳出の内訳について、御説明をいたします。

9 ページをお開きください。

3款、1項 消防費、1目 常備消防費は、補正前の額 9 億 5,019 万 4,000 円、補正額 482 万 4,000 円の増額となり 9 億 5,501 万 8,000 円でございます。

補正額の財源内訳といたしまして、特定財源 390 万円及び一般財源 92 万 4,000 円となります。

詳細については、12 節 委託料としまして、人事給与システム改修委託料 44 万円であり、地方公務員等共済組合法の適用拡大により、短時間勤務職員も共済組合短期組合員として共済の適応となることから人事給与システムのデータ改修が必要となり増額するものです。

また、署活系無線機データ変更業務委託料として 48 万 4,000 円であり、現在、消防自動車等に配備しております署活系無線機のデータ変更が必要となったことから増額するものです。

次に、17 節 備品購入費としまして、警防関係備品 390 万円であり、航空法の改正及び当初予定していた無人航空機ドローンの製造終了に伴い、購入機種の変更が必要となったことから増額をいたすものでございます。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

秋鹿幹夫君。

◆8番議員(秋鹿幹夫君) 出納検査でもお伺いしたのですが、ドローンの話が出ましたので、どのような装備があって、どのようなメリットがあるのかお伺いします。

○議長(山崎等君) 北田匡瑛消防署長。

◎匡瑛消防署長(北田忠君) 人が立ち入れない所に、ドローンで初動調査を行えるという利点。

あとは、初動調査で立ち入れない崖崩れとかでも、昔は赤バイといってオートバイがあったのですが、その代わりに今回、救助の方でメリットがあるということで購入を考えました。

○議長(山崎等君) 秋鹿幹夫君。

◆8番議員(秋鹿幹夫君) 3,900,000円ということで一般の価格よりは、だいぶ高価な物なのかなと感じるのですが、どのような装備があるのか。

プロペラとかは消耗品だと思いますが、維持管理はどのようになっているのか。

操縦資格がある人は現在いらっしゃるのか、これからどのような計画で増員、増強していくのかをお願い致します。

○議長(山崎等君) 北田匡瑛消防署長。

◎匡瑛消防署長(北田忠君) 装備につきましては、うちの方で要望致しました、赤外線カメラ、暗視カメラ、物件投下の機材が兼ね備えていて、後はオプションにはなるんですけど、孤立したところに飛んで行って撮影した画像を各対策本部に送って、一方的ではありますがスピーカーで、今から助けに行きますけど足りないものはありますか、というかたちで連絡を取り合ったりできるメリットがあります。

操縦の技能は、来年の12月から法改正で免許制度になりまして、現時点で教習所みたいなかたちで、ドローンに関しては多少の知識はあったんですけど、実際に触ったことがないので8月からだと思ったんですけど、6名をドローンビレッジというスクールに通わせて、操縦は6名が終わっていて、物件投下は2名が終わっていませんが、今月いっぱい終わると思います。

○議長（山崎等君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第5号の質疑を打ち切り  
ます。

---

△議案第6号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第6号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増  
加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議  
題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎総務課長（大木利貞君） 議案第6号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議につい  
て、御説明いたします。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である、4市複合事務組合  
より公平委員会に関する事務について、令和5年4月1日から共同処理したい旨の依頼があった  
ことから、千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する必要が生じたことに伴い、関係地方  
公共団体と協議する必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもの  
であります。

なお、改正内容につきましては、総合事務組合の組織団体並びに公平委員会に関する事務の共  
同処理団体として、4市複合事務組合を加える改正となっております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎等君) 質疑がないようですので、これをもって、議案第6号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

---

△議案(第1号-第6号)に対する討論

○議長(山崎等君) 日程第7これより、討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通がありません。

よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

---

△議案(第1号-第6号)に対する採決

○議長(山崎等君) 日程第8これより、議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)について)、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合特別職の職員の

給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり認定されました。

議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第1号)について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(山崎等君) 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----  
△閉会の宣言

○議長(山崎等君) 本定例会に付議された事件は、すべて議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。匝瑳市横芝光町消防組合議会、令和4年9月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年9月定例会を閉会いたします。

△午前11時03分 閉会